



2021年4月23日

各位

会社名 シンメンテホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄  
(コード番号: 6086 東証マザーズ)  
問い合わせ先 常務取締役CFO 大崎 秀文  
TEL 03-5767-6461

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、2021年5月28日開催予定の第36回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)	(監査役の選任) 第32条 (現行通り) 2 (現行通り) 3 <u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u>
(新 設)	

<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
---	---

### 3. 定款変更の日程

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 定款変更承認定時株主総会 | 2021年5月28日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日   | 2021年5月28日(予定) |

以 上